

2021年5月31日

各位

会社名：株式会社ツクイホールディングス  
代表者名：代表取締役社長 CEO 津久井 宏  
(コード番号：2398 東証第一部)

**株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る  
承認決議に関するお知らせ**

当社は、2021年4月22日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2021年4月22日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2021年5月31日から2021年6月16日までの間、整理銘柄に指定された後、2021年6月17日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2021年4月22日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

当社株式について、17,839,446株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

71,357,783株

④ 効力発生前における発行済株式総数

71,357,787株

(注) 当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、2021年6月18日付で、当社の自己株式1,103,013株（2021年3月31日時点で当社が保有する自己

株式の全部)を消却することを決議しております。当社は2021年3月31日時点において自己株式1,103,013株を保有しておりますが、当該自己株式の数は効力発生前における発行済株式総数から除外しております。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数  
4株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数  
16株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、MBKP Life 株式会社(同社は、2021年4月9日に合同会社から株式会社への組織変更をしております。以下「公開買付者」といいます。)及び株式会社津久井企画(以下「津久井企画」といいます。)以外の株主の皆様所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却において、当社は、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様所有する当社株式の数に公開買付者による当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である924円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

## 2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は2021年4月22日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。

そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の株主は公開買付者及び津久井企画のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年6月21日に効力が発生するものといたします。

### 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2021年5月31日（月曜日）
② 整理銘柄指定日	2021年5月31日（月曜日）（予定）
③ 当社株式の売買最終日	2021年6月16日（水曜日）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2021年6月17日（木曜日）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2021年6月21日（月曜日）（予定）

以 上

#### 【本件に関するお問合せ先】

株式会社ツクイホールディングス コーポレートコミュニケーション部  
TEL045-842-4193